3-D Matrix, Ltd.
最終更新日：2015年8月5日
株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表取締役社長　高村　健太郎
問合せ先：03-3511-3440
証券コード：7777
http://www.3d-matrix.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「バイオマテリアルによって医療の進展に貢献する」という企業理念のもと、株主の皆様、お客様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるために、コーポレート・ガバナンスの充実を経営上の最も重要な課題の一つと認識し、整備を進めております。
そして、透明で健全性の高い企業経営を目指すとともに、コンプライアンスの徹底を経営の基本として位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、誠実で公正な企業活動を推進してまいります。
また、経営の透明性を高めるために、法定開示はもとより、ディスクロージャーを重視して適時開示を行うとともに、当社ホームページを通じ、IR情報の開示等を行うことでより一層説明責任の充実を図っていく所存であります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
永野 恵嗣	1,604,500	8.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,048,400	5.27
BBH FOR OPPENHEIMER GLOBAL OPPORTUNITIES FUND	900,000	4.53
ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド	863,800	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	745,500	3.75
扶桑薬品工業株式会社	640,000	3.22
株式会社アイル	400,000	2.01
佐々木　桂一	390,000	1.96
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	320,000	1.61
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.（常任代理人シティバンク銀行株式会社）	305,400	1.54

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるジェー・エフ・アセット・マネジメント・リミテッド、ジェー・ピー・モルガン・アセット・マネジメント（タイワン）リミテッド、JPモルガン証券株式会社及びジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーションから平成26年2月20日付
で提出された大量保有報告書の変更報告書により、同年2月14日現在で1,886,000株（保有割合9.49）を保有している旨の報告を受けております。
しかし、当社として当事業年度末における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	4 月
業種	精密機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
島村　和也	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島村　和也	○	島村法律会計事務所 代表 コスモ・バイオ株式会社　社外取締役	弁護士及び公認会計士として、企業法務面・財務面に精通しており、独立・公正な立場から当社 の業務執行の監督機能を果たす役割を期待して選任しております。 また、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する基準を参考にし、独立性が確保でき、一般株主との利益相反のおそれがないと判断した ため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査人（経営企画室）はそれぞれ独立した立場で、各監査計画に基づき監査を行っておりますが、四半期に1度、三様
監査連絡会を実施し、効率的かつ有効な監査に向けた情報共有を行う体制を構築しております。
監査役、内部監査人からは年間監査計画の報告と実施された監査結果についての報告を行い、会計監査人からは年間の監査計画の報告及び期末
決算・四半期決算の監査報告が行われ、情報共有及び意見交換を行っております。また必要に応じて適宜に各監査状況の確認や情報交換を行うな
ど連携を深めることでより実効性のある監査体制の向上を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
河邉 務	その他													
向川 寿人	公認会計士													
大　毅	弁護士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
河邉 務		河邉社会保険労務士事務所　代表	社会保険労務士として企業の管理業務に精通しており、独立・公正な立場での管理業務面の監査・助言を期待することから社外監査役として 選任しております。
向川 寿人		株式会社ファースト コンサルティング 代表取締役 向川公認会計士事務所 代表 エム・アール・エス広告調査株式会社 社外監査役 オリコン株式会社 社外監査役 株式会社アドバンスト・メディア 社外監査役	公認会計士として企業の会計監査業務に精通しており、独立・公正な立場での財務状況の監査・助言を期待することから社外監査役として選 任しております。

		株式会社PRtimes　社外監査役	
大　毅		大毅法律事務所 代表 グッディア株式会社　社外監査役	弁護士として企業法務面に精通しており、独立・ 公正な立場で企業経営における法務面の監査・ 助言を期待することから社外監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、役員・従業員の業績向上に対する意欲を持たせ士気向上を目的とすることや、小規模組織であることから優秀な人材を確保する
ことを目的としてストックオプション制度を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社グループでは、役員・従業員の業績向上に対する意欲を持たせ士気向上を目的とすることや、小規模組織であることから優秀な人材を確保する
ことを目的としてストックオプション制度を採用しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成26年4月期における取締役の報酬額は以下のとおりです。
社内取締役に対して、93,253千円
社外取締役に対して、4,800千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする担当は特に定めておりませんが、取締役会の事務局が中心となり、重要情報を伝達することや関連する各
種資料の提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社はコーポレート・ガバナンス体制の充実に向け会社機関として、取締役会・監査役会・会計監査人を設置しており、当社グループ業務に関しては
内部監査人による内部監査を実施しております。
取締役会は、法令、定款、当社取締役会規則に基づき、毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営の基本方針、業

務
の重要事項等の意思決定及び業務の進捗報告を行い、また、取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行っております。
また、取締役会は取締役5名（社外取締役1名含む）で構成されており、効率的な意思決定体制及び監督体制が整えられております。
監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名の計3名で構成され、全員が社外監査役です。非常勤監査役には企業会計や企業法務に精通し
た公認会計士・弁護士の人材を登用しております。監査役会は法令、定款、当社監査役会規則に基づき毎月1回開催され、必要に応じて適宜臨時
監査役会を開催しており、各監査役は年間の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他重要会議へ出席するなど取締役の職務執行につ
いて監査しております。
会計監査人として太陽ASG有限責任監査法人と監査契約を締結しており、決算内容について監査を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。
内部監査は、代表取締役社長に直属する経営企画室にて担当しており、当社グループの業務に係る法令遵守の助言・指導及び内部監査を実施し
ております。また、経営企画室の経営企画業務に対する内部監査は、管理部が担当しております。いずれも当社の内部監査は、内部監査規程に基
づき、代表取締役社長に承認された年度監査計画に沿って、各被監査部門に対しそれぞれ年1回以上実施しております。
また監査役会・会計監査人・内部監査人はそれぞれ連携を図ることにより、必要な情報の共有や意見交換によって監査機能を強化し、効率的で実
効性のある監査を実施しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は5名の取締役のうち1名が独立性を有した社外取締役であり、社内取締役の業務執行に対する牽制・監視を行う体制を敷いております。また、常勤監査役1名を含む3名の社外監査役による監査役会を設置しており、独立した客観的立場からの取締役への監視機能を有する体制を整備していることから経営全般に対する監視・監督機能を十分に果たすことができる体制を構築していると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家の皆様のニーズを踏まえて、決算説明会の動画配信を行っており、個別開催も検討を行ってまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに、年2回（本決算・第2四半期）の決算説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスへの参加を行っております。今後も参加につき前向きに検討を行ってまいります。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に適時開示書類、決算短信等を開示しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、リスク管理規程を制定しており、法律遵守し健全な企業経営を行うことを基本方針とし、ステークホルダーから信頼される企業グループを目指しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では内部統制システムの整備に関する基本方針を定めており、業務の適正性を確保するための体制の整備に取り組んでおります。
1．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
（1）当社はコンプライアンスに基づく企業活動を行うべく、法令・定款および社内規程の遵守、徹底を図る。
（2）取締役会については、取締役会規則に基づき月１回定時取締役会を開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催する。
また、各取締役は取締役会において重要な職務執行状況を報告し、他取締役の職務執行を相互に監視・監督を行う。
（3）取締役会規則に基づき、重要な職務執行について取締役会に付議すべき事項を具体的に定め、取締役会で決定を行う。
（4）監査役は、取締役会に出席し取締役の職務執行状況について意見聴取するとともに監視・監督を行う。
（5）内部監査人は、定期的な内部監査で会社の業務実態を把握し、法令、定款および社内諸規程に準拠して適正かつ合理的に職務執行が行われているかの監査結果を代表取締役に報告している。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
（1）取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理するものとする。
また、保存・管理体制は継続的に見直しを実施する。
（2）取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を検索・閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他体制
（1）リスク管理に係るリスク管理規程を制定し、取締役を含めた会議で議案として少なくとも半期に一度、徹底したリスクの洗い出しを行う。
（2））内部監査人は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に、代表取締役および取締役会、監査役会に報告する。
（3）リスクが顕在化した場合には迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）経営に関する重要事項については、会議を必要に応じて開催し、取締役会付議事項の事前審議を行う。
（2）事業計画に基づき中長期経営計画を策定し、予算管理規程により単年度の予算について計数目標を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて業績目標の達成に向けた計数管理を行う。
（3）取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務権限規程、業務分掌規程に基づき、その責任者が職務権限・決裁基準に則った決定を行う体制とする。

5．使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
（1））当社は企業活動に際してコンプライアンス規程を制定・整備し、法令・定款の遵守を図るとともに、社内業務における適法・適切な手続きを明示した社内規程を整備し運用を行う。
（2）内部監査人は、経営監査機能を高めるとともに、各部署における業務執行が法令・定款に適合しているかどうか内部監査を行い、企業倫理向上およびコンプライアンスの徹底を図る。

6．当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保する体制
（1）当社は関係会社管理規程を制定し、当社企業集団相互の円滑な連携と健全な事業の発展を図る。
（2）管理部はグループ各社の業務を所管する部門と連携して、内部統制の状況を把握し必要に応じて改善策等を指導する。
（3）内部監査人はグループ各社に対し、定期的に内部監査を実施し、法令ならびに規程の遵守状況を監査すると共に必要な指導を行う。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（1）監査役がその必要を求めた場合には、これを置くこととする。

8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
（1）補助の使用人を置く場合には、当該使用人は監査役の指揮命令下に配属し、人事処遇等については、取締役会と監査役会が事前に協議の上
決定する。
（2）取締役は監査役補助使用人がその監査業務を遂行する上で制約を受けないように配慮し、その評価は監査役の意見を聴取することとする。

9．取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項
（1）監査役は、原則取締役会に出席し、取締役より、重要事項の報告を受け、関係書類の配布ならびに詳細な説明を受ける。
（2）取締役および使用人は、各監査役の要請に応じて業務内容および内部統制状況について報告を行い、職務執行に関する法令違反、定款違反
および不正事実または当社に損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。
（3）稟議書ならびに重要な契約書等は決裁・承認後、速やかに監査役が閲覧できるよう整備され、各業務執行の状況が随時確認できる体制とする。
（4）監査役は、内部監査人より、内部監査の結果等について報告を受ける。

10．その監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）常勤監査役は、重要な意思決定の過程や業務の進捗状況を把握できるように取締役会の他重要な会議に出席できることとする。
（2）監査役会は、内部監査人、会計監査人と定期的に四半期に1度連絡会を開催し、相互連携を図る。
（3）監査役会は、代表取締役と定期的に四半期に1度の報告会を開催し、情報・意見交換を行う。

11．財務報告の信頼性を確保するための体制
（1）財務報告の信頼性、適正性の確保のため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は反社会的勢力との取引排除に向け、基本的考え方及びその整備状況を以下に定めております。
1．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方
（1）.当社の行動規範として反社会的勢力対応規程を社内規程に定め、社長以下全役職員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
（2）反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

2．反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況
（1）「反社会的勢力対応規程」において「反社会的勢力の不当な介入を許さず、断固として排除する姿勢」について明文化し、全役職員の行動指針
とすると共に、反社会的勢力の排除のための体制作りに取り組む。

（2）反社会的勢力の排除を推進するために管理部を統括部署とする。
（3）取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。また反社会的勢力の該当有無確認のため外部関係機関等からの情報収集に
努める。
（4）反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、弁護士等の外部の専門機関と密接な連携関係を構築する。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――